# 公　示　送　達　書

岩手労働局一般公示第２４号

下記の書類は、岩手労働局総務部労働保険徴収室（盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15　盛岡第２合同庁舎５階）に保管しているので、出頭の上受領してください。

なお、出頭しない場合であってもこの掲示をした日から起算して７日を経過した日に送達の効力が生じる（書類の送達が完了した）こととなります。

令和８年１１月１０日

岩手労働局長 川又　修司

記

１．書類の送達を受けるべきもの

名　　称　株式会社エフォール充

住　　所　盛岡市菜園１－１２－６　アーヴァーズビル１Ｆ

労働保険番号　０３１０１－０２１８３４－０００

２．送達する書類

催告書

以上